

吉田事業場 過半数代表選挙

過半数代表者とは事業場の労働者を代表して、就業規則改正に意見を述べたり、使用者との残業の上限時間などについて労使協定を締結する当事者となります。

あしな さだ みち
候補者 **芦名 定道**

京都大学職員組合 副中央執行委員長 / 文学研究科 教授

ご支援よろしくお願ひします

職員組合の副委員長を務めて感じるのは、事務統合や定削によって京都大学の労働環境が大きく変わり、時間外の長時間労働が増加していることです。過半数代表として、健康で安心して働ける職場環境の実現に努力します。

文学研究科 芦名 定道

芦名さんを推薦します

芦名さんは、職員組合の副委員長として、事務統合・5年雇止めを始めとする諸問題に真摯に取り組み、成果を上げて来られました。芦名さんを過半数代表者として、次年度もみな一丸となってより良い職場を目指しましょう。

現吉田事業場過半数代表 高山佳奈子

投票日：11月12日(水) / 郵便等投票：10月31日(金)～11月7日(金)

京都大学職員組合 加入申込書

ふりがな	性別	申込日	年	月	日
		生年月日			
所属部局：	部署：				
職種/職名：	(例：教員/准教授)				
雇用形態：	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 有期雇用 <input type="checkbox"/> 時間雇用 <input type="checkbox"/> 再雇用 <input type="checkbox"/> その他 (
組合費：	<input checked="" type="checkbox"/> 給与控除(通常はこちら) <input type="checkbox"/> 給与控除以外の徴収法を希望()				
E-mail：	@				

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365
<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317 京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email:office@adm.kyodai-union.org
URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>

④

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615(本部地区) FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@adm.kyodai-union.org

賃金請求訴訟

山場を迎える!

証人 京都地裁 10月29日(水)13:10~16:30
尋問 101号法廷 11月5日(水)13:10~16:30

国家公務員に横並びでの賃下げによって、京都大学では2012年8月から2014年3月まで、常勤教職員のほとんどが一方的な賃下げの対象とされました。教授職で約70万円、准教授や一般職掛長クラスで約30万円の減収でした。職員組合はこの賃下げに対して、昨年6月11日に高山佳奈子・京都大学職員組合委員長(当時)を原告団長に未払い賃金請求訴訟を京都地裁に提起しました。当初、96人だった原告団も、その後参加が相次ぎ、115人に達しています。これまで6回の口頭弁論が行われ、最大の山場である証人尋問が目前に迫っています。

この間の裁判闘争において、賃下げの不当性は明瞭になりました。まず東日本大震災の「復興財源」という国家公務員賃下げの大義名分が破綻していることは、会計検査院の2013年の報告書が示す通りです(2012年度の「復興財源」のうち1兆3000万円が被災地と直接関係のない予算!)。さらに、わたしたち国立大教職員は国立大の法人化以降、公務員ではなく、民間の労働法制の適用対象となっており、国には賃下げを強制



する権限がありません。国の事実上の強制という京大法人の主張はまったく根拠がありません。しかも、京大の収入のうち国の交付金が占める割合は3割にすぎず、この間にも京大全体の収入は増加しています。賃下げの財政的な必要性はまったくないのです。実際、団体交渉で、京大法人側は「財源がないから賃金を下げる」という主張を一度もしていません。

賃下げの不当性はあらゆる観点から疑いなく、勝訴を勝ち取るためには、10月29日(水)と11月5日(水)の証人尋問に勝利することが必要です。組合は弁護団とも打合せを重ねて入念な準備を進めていますが、延内を包む雰囲気は裁判官の判断に与える影響も決して小さくありません。証人尋問が行われる京都地裁101号法廷(傍聴席91席)を傍聴人で埋め尽くすことによって、裁判勝利に向けたわたしたちの意志をはっきりと示したいと思います。賃金訴訟の正念場です。すべての力を裁判に結集しようではありませんか。

多数のご来聴をお待ちしています



大学自治を基本とした 学内規則の改正を

学長リーダーシップ強化を名目に、大学自治を担う教授会から重要事項の審議権（実質上の決定権）を奪い、学長の諮問機関にするとの学校教育法等改正は、私たちの反対にも関わらず、6月20日に参院本会議で可決、27日公布され、来年4月1日施行です。現在、法改正により、それに則った学内規則の変更について、政府の意図する学長専権体制の方向か、それとも大学自治を基本とする改正かが問われる状況となっています。



「京大の組織に関する規程」は 教授会権限を保障

改正前の学校教育法は、第93条1項で、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」として、教授会設置を義務づけ、重要事項審議の権限を明確にしていました。京都大学でもこのことに基づき、「京都大学の組織に関する規程」において、次のように重要事項を具体化した規程を作っています。

「第17条 研究科に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。／第18条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議する。／(1) 教育課程の編成に関する事項／(2) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項／(3) 研究科長の選考及び解任に関する事項／(4) 教授、准教授、講師及び助教並びに助手（以下「教員」という。）の採用、昇任及び懲戒処分に

関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項／(5) その他教育又は研究に関する重要事項／2 教授会は、特定の事項を審議するため、研究科会議を置くことができる。」



改正学校教育法の記述は学生の 入学卒業等と学位授与だけ

しかし、改正学校教育法は、「大学に、教授会を置く」だけとし（93条）、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」として諮問機関的位置付けにし（同条第②項）、具体的事項は、「一 学生の入学、卒業及び課程の修了／二 学位の授与」の2つしか記載していません。カリキュラム編成、研究科長選考、教員人事等々、部局の教育研究と一体である最も重要な教授会権限は不要であると言わんばかりです。



改正学校教育法でも存在する 教授会での重要事項の審議

一方で、同条第②項の三では、要旨「前2号のほか、教育研究の重要な事項で学長が教授会意見を聞くことが必要なもの」には意見を述べることができるとし、第③項でも、要旨「教授会は前項規程のほか、学長等がつかさどる教育研究事項を審議し、意見を述べるができる」とし、私たちの運動の反映と大学自治の基本のもと、教授会は重要事項を審議するとの条文は消されず明確に存在しています。

学内規則の重要事項を何とするかは大学の権限です。政府・文部科学省は、「大学における内部規則・運用見直しチェックリスト」等々を提示するなど教授会権限縮小を迫って細かな指示を乱発しています。



総長選結果を反映した学内規則 改正が教職員の意志

京都大学は10月14日の部局長会議で、学内諸規定の総点検・見直しワーキンググループ要綱案とスケジュールを確認しました。部局長会議に2回報告、12月に文科省へ進捗状況報告、1月部局長会議に最終報告、決定というものです（下表）。

7月の総長選挙結果は、教職員が、大学自治のもと、学内の意見を聞く、教授会審議尊重の運営を求めていることを、はっきりと示しました。その立場を明確にして選出された新総長のもと、新たな学内規則についても京大の民主的運営を保障する内容となることが強く求められています。

10月14日の部局長会議で示された資料（抄）

学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正に伴う本学諸規定に係る総点検・見直しWGスケジュール（案）

	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月
法改正関係			学教法・法人法改正進捗状況調査				学教法・法人法改正法施行 結果調査
学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正に伴う本学諸規定に係る総点検・見直しWG	10/14部局長会議において設置	中間報告	1/13部局長会議において最終報告				
組織関係 (部局長WG)	検討開始	中間報告	最終報告				
人事関係 (人事制度検討会)	検討開始	中間報告	最終報告				
教務関係 (教育制度委員会)	検討開始	中間報告	最終報告				
総長選考会議							

※財務関係規定の改正は無いため、検討の必要なし。